

意見公募要領

1 意見募集対象

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正（案）について

2 意見提出期限

令和元年7月31日～令和元年8月31日（必着）

3 資料入手方法

意見募集対象となる条例の一部改正案（現行条例等の参考資料を含む。）については、千葉県警察ホームページ、千葉県ホームページ、千葉県警察本部総務部広報県民課情報公開センター（警察本部1階）、県政情報コーナー（県庁本庁舎2階）、各地域振興事務所及び文書館で閲覧並びに資料を入手することができます。

4 意見提出方法

（1）電子メールを使用する場合

メールフォームに必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先を明記し、意見を入力の上、意見提出期限までに送信してください。

（2）FAXの場合

FAX番号：043-224-8590

千葉県警察本部生活安全部生活安全総務課 前兆対策係宛

（3）郵送の場合

〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号

千葉県警察本部生活安全部生活安全総務課 前兆対策係宛

5 留意事項

（1）皆様から提出いただいた御意見を考慮した上で、今後、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の一部改正を行います。

（2）提出されました意見は、後日、意見公募の結果を公示する際に、千葉県警察ホームページ、千葉県ホームページに掲載するほか、上記閲覧場所において閲覧することができます。

（3）意見に対する個別の回答はいたしませんので御了承願います。

（4）氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった本案に対する意見募集に関する業務のみ利用させていただき、公表しません。

（5）提出意見は、日本語を使用してください。

6 問い合わせ先

千葉県警察本部生活安全部生活安全総務課前兆対策係

電話 043-201-0110（内線3044）